

所沢市都市公園条例 (昭和45年4月1日条例第10号)

最終改正:平成30年3月30日条例第25号

改正内容:平成30年3月30日条例第25号[平成30年4月1日]

○所沢市都市公園条例

昭和45年4月1日条例第10号

改正

昭和47年7月6日条例第49号
昭和48年7月10日条例第26号
昭和52年3月31日条例第15号
昭和53年4月1日条例第17号
昭和53年10月1日条例第46号
昭和57年4月1日条例第16号
平成元年7月1日条例第29号
平成7年3月31日条例第20号
平成8年10月1日条例第28号
平成23年9月30日条例第32号
平成24年6月25日条例第28号
平成24年12月28日条例第62号
平成26年9月30日条例第63号
平成30年3月30日条例第25号

所沢市都市公園条例

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「都市公園」とは、法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- (2) 「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (3) 「公園予定区域」及び「予定公園施設」とは、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設をいう。

(設置、区域の変更及び廃止)

第3条 都市公園を設置し、その区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、市長は当該都市公園の名称、所在地、区域（廃止する場合を除く。）その他必要と認める事項を公示しなければならない。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条の2 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（当該区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、市街地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の3 市が次の各号に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、それぞれ当該各号に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
 - (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
 - (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。
- 2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置す

る場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の特例)

第3条の5 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる敷地面積を超えることができることとする。

(公園施設の敷地面積の制限)

第3条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、別表第1に掲げる都市公園にあつては、100分の60とする。

(有料の公園施設)

第4条 市長の管理する公園施設及び附属設備で有料で利用させるもの(以下「有料の公園施設」という。)は、別表第1のとおりとする。

2 有料の公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(行為の制限)

第5条 都市公園において、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者を除くほか、次に掲げる行為をしようとする者は、市長に許可申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画等を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を占用すること。

(5) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。

(6) 指定された場所以外の場所へ車両等乗り入れ、又は止めておくこと。

2 前項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第2項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4) たき火をし、又は火気を持ち遊び、その他これらに類する危険な行為をすること。

(5) 立入禁止区域に立ち入ること。

(6) その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、都市公園の管理のため必要があると認めるときは、都市公園の全部又は一部の利用の禁止又は制限をすることができる。

(公園施設の設置及び管理等の許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の規定により条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 公園施設の種類及び数量

ウ 設置の目的

エ 設置の期間

オ 設置の場所

カ 公園施設の構造

キ 公園施設の管理方法

ク 設置及び管理に要する資金計画

- ケ 設計工事の方法及び工期
 - コ 都市公園の復旧方法
 - サ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 公園施設の種類及び数量
 - ウ 管理の目的
 - エ 管理の期間
 - オ 管理の方法
 - カ 管理に要する資金計画
 - キ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 公園施設の種類
 - ウ 既に受けた許可の年月日及び番号種目
 - エ 変更する事項及び変更の理由
 - オ その他市長の指示する事項
- (占用の許可申請書記載事項)

第9条 法第6条第2項の規定により条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
 - (2) 占用物件の種類及び数量
 - (3) 占用物件の管理の方法
 - (4) 工事実施の方法
 - (5) 工事の着手及び完了の時期
 - (6) 都市公園の復旧方法
 - (7) その他市長の指示する事項
- (占用許可事項の軽易な変更)

第10条 法第6条第3項ただし書の規定により条例で定める軽易な変更とは、都市公園の利用又は効用に影響を与えないもので次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部塗装又は外部の色彩を変えない塗装
 - (2) 占用物件の構造に影響を与えない小修繕及び内部の模様替え
- (保証人及び保証金)

第11条 市長は、法又はこの条例の規定による許可の際、公園管理上必要があると認めるときは、保証人を立てさせ、又は市長が定める保証金を納付させることができる。

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

2 第4条第2項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けて利用又は行為をしようとする者が自己の責に帰することができない理由によつてその利用又は行為ができなくなつた場合、市の都合で許可を取り消した場合及びその他市長が正当な理由があると認められた場合に限り、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公用又は公共的事業その他特別の事由があると認めるときは、利用者の申請により、使用料を減免することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 法及びこの条例に基づいて得た権利は、他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させてはならない。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理又はその他の理由により、やむを得ない必要が生じた場合

(立入検査)

第17条 市長は、都市公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法又はこの条例による許可事項その他必要と認める事項について、利用者から報告を求め、又は所管職員を必要な場所に立ち入らせ、調査させ、若しくは検査させることができ

る。

2 前項に規定する所管職員は、要求があるときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。

(準用)

第18条 第3条の4、第3条の5及び第5条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に権原に基づいて、都市公園において第5条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基づいてなお当該行為をすることができることとされている期間、従前と同様の条件により、当該行為をすることについて第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則 (昭和47年7月6日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年7月10日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年4月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年10月1日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年7月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、占用の許可を受けて使用料を納付したものの当該納付に係る期間の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年10月1日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の所沢市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年9月30日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の所沢市都市公園条例の規定は、施行日以後の使用から適用し、施行日前の使用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月25日条例第28号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第62号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日条例第63号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所沢市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用から適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日条例第25号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条の6、第4条関係）

公園名	有料の公園施設
北野公園	水泳プール コインロッカー
滝の城址公園	庭球場 野球場

別表第2 (第12条関係)

種別		単位	使用料	
公園施設を設け、又は管理する場合	公園施設を設ける場合	売店その他これに類するもの 公園施設の面積1 m ²	1月につき 170円以内で市長が定める額	
	公園施設を管理する場合	売店その他これに類するもの 公園施設の面積1 m ²	1月につき 510円以内で市長が定める額	
都市公園を占有する場合	送電鉄塔を設置する場合		占有の面積1 m ²	1年につき 1,800円
	電柱及び支線・支柱を設置する場合		1本	1年につき 870円
	送電線を設置する場合		1本当たり占有の長さ1 m	1月につき 40円
	地下埋設物を設置する場合	外口径8 cm未満のもの	占有の長さ1 m	1年につき 70円
		外口径8 cm以上外口径30 cm未満のもの	占有の長さ1 m	1年につき 140円
		外口径30 cm以上のもの	占有の長さ1 m	1年につき 210円
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物を設置する場合		占有の面積1 m ²	1日につき 10円
	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設・土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場を設置する場合		占有の長さ1 m又は占有の面積1 m ²	1月につき 310円
	標識を設置する場合		1基	1月につき 230円
	アーチを設置する場合		1基	1年につき 3,600円
	広告塔を設置する場合	直径1 m未満かつ高さ4 m未満のもの	1基	1年につき 1,460円
		直径1 m以上かつ高さ4 m以上のもの	1基	1年につき 4,160円
		その他のもの	1基	1年につき 3,600円
	広告板類を設置する場合	幅50 cm未満のもの	1基	1年につき 1,030円
		幅50 cm以上のもの	1基	1年につき 1,240円
他の占有物を利用する広告類を設置する場合		1個	1年につき 620円	
都市公園において行為をする場合	行商その他これに類する行為をする場合		行為に要する面積1 m ²	1日につき 20円
	業として行う写真の撮影をする場合		1件	1月につき 1,200円
			1件	1日につき 120円
	業として行う映画等の撮影をする場合		1件	1時間につき 1,800円
興行をする場合		行為に要する面積1 m ²	1日につき 60円	

別表第3（第12条関係）

1 公園施設

種別	区分	使用料	
水泳プール	一般・学生	1回につき 450円	
	児童・生徒	高校生	1回につき 300円
		小・中学生	1回につき 150円
庭球場（1面）	一般・学生	2時間につき 600円	
	児童・生徒	2時間につき 300円	
野球場（1面）	一般・学生	2時間につき 800円	
	児童・生徒	2時間につき 400円	

2 附属設備

種別	使用料
コインロッカー	1回につき 30円

備考

- 水泳プールの供用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、供用時間を変更することができる。
- 入場回数券（4回分）により小・中学生が水泳プールを利用する場合における使用料は、規定使用料にかかわらず、1回につき125円とする。この場合において、4回分の使用料として500円を一括して徴収するものとする。
- 小学校就学前の者（以下「未就学児」という。）の水泳プールの利用については、成人の付添人（以下「付添人」という。）がいる場合に限り、付添人1人につき未就学児2人まで許可する。
- 前項の規定により許可した未就学児の使用料は無料とし、当該未就学児の付添人の使用料は規定使用料とする。
- この表において「2時間」とは、次に定めるいずれかの時間をいう。

2時間の利用区分				
午前6時から 午前8時まで	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで

- 庭球場又は野球場（以下「庭球場等」という。）の供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、供用時間を変更することができる。
 - 3月から11月まで 次のとおりとする。
 - 休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。） 午前6時から午後5時まで
 - 平日（休日以外の日をいう。） 午前9時から午後5時まで
 - 12月から翌年2月まで 午前9時から午後5時まで
- 庭球場等の午前8時から午前9時までの利用については、次のとおりとする。この場合において、午前8時から午前9時までの使用料は、規定使用料の2分の1の金額とする。
 - 午前6時から午前8時まで庭球場等を利用する者（以下「先行利用者」という。）は、市長が認めたときは、引き続き午前8時から午前9時まで利用することができる。
 - 午前9時から午前11時まで庭球場等を利用する者は、先行利用者がいない場合又は先行利用者が利用しない場合であつて市長が認めたときは、午前8時から午前9時まで利用することができる。
- 庭球場等の11月及び12月の午後3時から午後5時までの使用料は、規定使用料の2分の1の金額とする。
- 庭球場等の利用者の住所、居所又は事務所、事業所等の所在地が市外（飯能市、狭山市及び入間市を除く。）の場合の使用料は、規定使用料の2倍の金額とする。